

議案第 47 号
議決第 号

始良市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例
の件

始良市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正したい。よっ
て、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議
会の議決を求める。

令和7年6月17日提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例

始良市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償等条例（平成22年始良市条例第41
号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

(4) 地方公務員法第3条第3項第3号の2に該当	選挙長	1回につき 10,800円
	開票管理者	1回につき 10,800円
	選挙立会人	1回につき 8,900円
	開票立会人	1回につき 8,900円
	投票所の投票管理者	日額 12,800円
	投票所の投票立会人	日額 10,900円
	期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円
	期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円

」を

「

(4) 地方公務員法第3条第3項第3号の2に該当	選挙長	1回につき 12,200円
	開票管理者	1回につき 12,200円
	選挙立会人	1回につき 10,100円
	開票立会人	1回につき 10,100円
	投票所の投票管理者	日額 14,500円

	投票所の投票立会人	日額 12,400円
	期日前投票所の投票管理者	日額 12,800円
	期日前投票所の投票立会人	日額 10,900円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年6月4日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の始良市報酬及び費用弁償等条例別表の規定は、適用日以後その期日を公示され、又は告示される選挙、投票及び国民審査について適用し、適用日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、投票及び国民審査については、なお従前の例による。